

四街道市税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～6 (略) <u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する 条例で定める割合は、7分の6とする。</u> 8～15 (略) <u>16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とす る。</u> 17・18 (略)</p>	<p>附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～6 (略) 7～14 (略) 15・16 (略)</p>